

運送業等事業継続支援金を給付します

原油高騰の影響を受けている運送事業者に対し、事業を継続するための支援として、町独自の支援金を給付します。

給付対象◆町内に事業所を有する道路運送事業等を営む
中小企業者または個人事業主

給付要件◆次の要件をすべて満たすこと

①申請時点において、道路運送事業等に必要な許可または認定をすべて有し、今後も町内で道路運送事業等を継続する意思があること

②町税および使用料などを滞納していないこと

申請期限◆8月1日(月)

申請方法◆申請書類を町商工観光交流課へ提出してください。申請書類は町商工観光交流課および美郷町商工会に備え付けているほか、町ホームページからダウンロードできます。

申請書類

- ①支援金交付申請書(様式第1号)
- ②交付対象車両一覧(様式第2号)
- ③運輸局からの運送事業の許可書、更新許可書、運輸局への許可申請書などのいずれか(自動車運転代行業については都道府県公安委員会の認定書の写し)
- ④対象車両の車検証の写し
- ⑤対象車両の写真(ナンバーが確認できるもの)
※自動車運転代行業については、ナンバーおよび車体に掲示する認定番号が確認できるものとなります。
- ⑥通帳の写し(見開き1ページ目の写し)

給付金額等

給付対象および給付要件に該当する場合、次の区分・金額に応じて給付します(上限:60万円)。

給付対象事業区分		対象車両 (リース車両含む)	給付金額 (1台当たり)
①貨物自動車運送事業 (トラック・運送事業)	大型トラック(車両総重量 11,000kg以上)	※緑黒ナンバーのみ 事業に使用する車両であること	100,000円
	中型トラック(車両総重量 7,500kg~11,000kg未満)		57,000円
	小型トラック(車両総重量 3,500kg~7,500kg未満)		40,000円
	その他普通自動車等		14,000円
②一般貸切旅客自動車 運送事業 (貸切バス事業)	大型バス(車両の長さが9m以上または旅客席数50名以上)		100,000円
	中型バス(大型バス・小型バス以外の車両)		57,000円
	小型バス(車両の長さが7m以下かつ旅客席数29名以下)		40,000円
③一般乗用旅客自動車 運送事業(タクシー・ 介護タクシー事業)	タクシー		14,000円
	介護タクシー		14,000円
④自動車運転代行業	随伴用自動車		登録車両のみ

問●町商工観光交流課 交流・商工班 ☎0187(84)4909

農政課

食品衛生法関係研修会を開催します

改正された食品衛生法では、これまで許可が不要だった業種についても、許可または届出が必要な場合があります。研修会では、改正の内容と必要な対応をお知らせします。研修会終了後に相談会も開催しますので、この機会をぜひご利用ください。

開催日程等

日時	会場	定員	申込期限
7月22日(金) 午後2時~午後4時	美郷町役場 3階大会議室	10名	7月15日(金)
7月27日(水) 午後2時~午後4時		10名	7月20日(水)

参加対象者◆販売用の漬物やジャムなどの製造を行っている方
講師◆秋田県大仙保健所 環境指導課

申込方法◆申込期限までに下記へお申し込みください。

注意事項◆この研修会は改正食品衛生法の内容を説明する研修会であり、食品衛生責任者の養成講習会ではありません。

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

8月1日(月)は固定資産税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納期限です

■各税の納期限(口座振替日)

項目	期別	納期限(口座振替日)
固定資産税	2期	8月 1日(月)
国民健康保険税	1期・一括	8月 1日(月)
後期高齢者医療保険料	1期・一括	8月 1日(月)
町県民税(普通徴収)	1期・一括	6月30日(休)

納め忘れがないかご確認ください

町税等の納付方法の詳細については「広報美郷令和4年4月号」または「令和4年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

スマホからの納付を希望する方は次のQRコードよりアプリをダウンロードしてください



PayPay

※領収書は納付月の翌月上旬に送付します。



LINE Pay

口座振替を希望する方は次の取り扱い金融機関でお申し込みください

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○羽後信用金庫
- JA秋田おばこ ○JA秋田ふるさと ○ゆうちょ銀行

国民健康保険税についてのお知らせ

令和4年度の国民健康保険税の納税通知書を7月上旬に送付します。国民健康保険加入者がいる世帯の世帯主の方へお届けしますので、内容をご確認ください。

■令和4年度の税率等について (所得割額の税率は令和3年度から変更なし)

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分(※1)
所得割額(所得に応じて計算)	6.6%	2.7%	1.7%
均等割額(加入者数に応じて計算)※2	23,800円	8,000円	7,500円
平等割額(1世帯分として計算)	22,000円	7,000円	4,300円
賦課限度額(上限額)※3	65万円	20万円	17万円

(※1)介護保険分は40歳以上65歳未満の方が対象です。(※2)令和4年度から、未就学の加入者がいる場合、その児童の均等割額が5割軽減されます。(※3)賦課限度額が国の税制改正により変更され、医療保険分が63万円から65万円に、後期高齢者支援金分が19万円から20万円となります(介護保険分は変更なし)。

国民健康保険加入者全員および世帯主の前年中の所得合計額が一定基準以下の場合、均等割額と平等割額が軽減されます(申請不要)。

※所得不明(未申告)の方がいると、軽減を受けられない場合があります。

■納付方法について

①普通徴収

納付書による納付と口座振替の2つの納付方法があります。詳しくは、「広報美郷令和4年4月号」または「令和4年度版 美郷町まちづくりガイド」をご覧ください。

②特別徴収(年金からの天引き)

次の項目すべてに該当する方は、特別徴収となります。

- ・世帯主が国民健康保険加入者の方
- ・世帯内の国民健康保険加入者の方が全員65歳以上74歳以下の方
- ・世帯主が受給している年金額が年額18万円以上で、国民健康保険税と介護保険料を合わせても年金額の2分の1を超えていない方

※上記の項目に該当しなくなった等の場合は、普通徴収に変更されます。なお、要件を満たすと口座振替に変更することもできますので、町税務課へご相談ください。

■減免について

①生活困窮等の場合

該当する方は減免の対象となる場合があります。

②新型コロナウイルス感染症の影響による場合

収入が減少し対象世帯に該当しますと、減額または免除となる場合があります。

申請期限◆7月25日(月)

- ・減免を受けたい場合は申請が必要です。減免の申請は納税通知書がお手元に届いてからとなります。
- ・減免の申請方法などについて、詳しくは町ホームページをご覧ください。
- ・減免申請は町税務課で受付しています。各出張所では受付していませんのでご注意ください。
- ・納期限を過ぎたものや、すでに納付されたものは減免できません。

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにせずお早めに町税務課へご相談ください。

問 町税務課 ☎0187(84)4902